

検査官の任命同意について

決算委員会 専門員

くどう まさゆき
工藤 政行

3月28日に衆議院で任命同意が得られた会計検査院の検査官候補者が、翌日の参議院本会議で不同意と決せられた。検査官の任命手続のありようは会計検査の本質にも深く関わることであり、以下で、検査官の任命同意規定について、若干の整理をしてみたい。

旧会計検査院法（明治22年法律第15号）を全部改正した現行法は、検査院を「天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ、特立ノ地位ヲ有」するものから「内閣に対し独立の地位を有する」組織に、検査官の任命については、「院長ハ勅任トシ部長ハ勅任又ハ奏任・・・」から「検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命」することに改めた。

委員会、審議会等の委員等の任命に係る両議院の同意は、政策の企画立案、執行、総合調整、政策決定権者への助言、審査・裁決等を所掌し、その業務に何らかの議会的統制が必要な組織の人事の場合に求められるのが一般的と思われる。他方、会計検査院は、国の収入支出の決算の検査と法律に定める会計の検査を行う機関であり、検査は、正確性、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも行われるが、例えば有効性の観点からの検査であっても、それは事務・事業の執行及び予算の執行の結果が所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかを見るものであって、所期の目的の設定そのものの妥当性を問うものではなく、客観的、技術的な評価が中心となる。したがって、検査院の検査活動に対する国会の関与は抑制的なものとどまる。

同意・不同意の決定は、第一義的には、任命される職への候補者の適格性の判断に基づいてなされるが、それは、候補者について形成される議員の心証に負うところが大きいと思われる。検査官の場合は、例えば人事官についての「人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者」といった法律上の資格要件がないため、特にそう言えよう。

検査院法全部改正の際に検査官の任命同意規定が創設されたことについては、憲法改正に合わせて、目に見える形で民主的手続を導入したという意義が挙げられる。それでは、任命同意制度の現在の意義としてどのようなものがあり得るか。詳細な検討は今後の論考に期待するが、ここでは、2点だけ指摘したい。

第一は、（控除説によれば）行政機関の一つに位置付けられる検査院の内閣からの独立について、検査官人事への国会の関与（検査院法は、検査官の退官についても両議院の議決が必要と規定している。）を通じて、その実効性を一定程度担保しているということが挙げられる。

第二は、検査院の検査報告が国会提出を義務付けられているように、会計検査は、財政に対する議会的統制を補佐する事実上の機能も果たしていることから、国権の最高機関としての国会が、検査院に対しても、検査官任命人事への同意という形での監督を働かせているということが考えられる。